

福岡県公報

平成二十二年五月十四日
第三千百九号
増刊
①

目次

規則(第二十六号)

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(福祉総務課)

再掲

福岡県職員給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

告示

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年五月十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十六号

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則(昭和四十年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項(2)中「二、四〇四、〇〇〇円」を「二、三八七、〇〇〇円」に改め、同表四の項(3)アの表中「一七、五〇〇円」を「一七、三〇〇円」に、「二一、六〇〇円」を「二一、三〇〇円」に、「三三、三〇〇円」を「三三、八〇〇円」に、「三九、九〇〇円」を「三九、三〇〇円」に、「五〇、五〇〇円」を「四九、八〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「二九、〇〇〇円」を「二八、六〇〇円」に、「三七、五〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「五一、三〇〇円」を「五一、六〇〇円」に、「六一、三〇〇円」を「六〇、四〇〇円」に、「七七、〇〇〇円」を「七五、九〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改め、同項(イ)の表中「五、七〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二三、八〇〇円」に、「一七、七〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「九、二〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「一七、一〇〇円」を「一六、九〇〇円」に、「二〇、三〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「二五、八〇〇円」を「二五、四〇〇円」に改め、同表十の項(3)中「一九九、〇〇〇円」を「二〇一、〇〇〇円」に、「一五九、二〇〇円」を「一六〇、八〇〇円」に改め、同表十三の項(2)中「一三七、五〇〇円」を「一三四、二〇〇円」に改める。

再掲

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年四月二十八日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋一

福岡県人事委員会規則第十五号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第六号中「から週休日」の下に、「勤務時間条例第九条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年四月二十八日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第十六号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改める。

別表第二口乙表中

部長 理事 次長 技術次長 医監 食の安全総合調整監	を	部長 理事 次長 技術次長 医監 食の安全総合調整監 困難な業務を 処理する課長	に改める。
---	---	---	-------

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。